

島本町教育委員会 会議録（令和3年第5回 定例会）

日 時	令和3年4月27日（火） 午前9時30分 ～ 午前10時30分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	中村りか教育長、高岡理恵教育委員、西山洋子教育委員、森田美佐教育委員、西尾一実教育委員
委 員 及 び 事 務 局 職 員	（教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事 （教育推進課）山田敏博課長 （子育て支援課）南田篤志課長 （生涯学習課）奥野大介課長
欠 席 者	なし
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第12号報告 島本町社会教育委員の委嘱の臨時代理について 第13号報告 島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正の臨時代理について 第20号議案 島本町立幼稚園設置条例施行規則等の一部改正について
議 決 事 項	第20号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長 本日、出席者は5名です。定数を満たしておりますので、令和3年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは、第12号報告「島本町社会教育委員の委嘱の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、第12号報告「島本町社会教育委員の委嘱の臨時代理について」、御報告いたします。

時間的な猶予がなく、島本町社会教育委員の委嘱について教育長が臨時代理を実施しましたことから、御報告いたしますものです。

資料の「島本町社会教育委員名簿」を御覧ください。委嘱の内容としては、社会教育委員のうち、中村委員が教育長に就任されたことから、第一小学校の川口校長を社会教育委員として委嘱するものでございます。

以上、簡単ではございますが、御報告とさせていただきます。

教育長 ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものといたします。

それでは、第13号報告「島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第13号報告「島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部改正の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、去る令和3年3月29日に公布しました島本町立学童保育室設置条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年島本町教育委員会規則第5号）に関するものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の事項に該当するため、本来であれば、教育委員会の議決を経る必要があるものでございます。

しかしながら、改正事務等の処理の関係上、本改正規則の施行期日までに教育委員会議を開催し、議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

それでは、今回臨時代理した規則改正の概要について、説明いたします。

資料3枚目の第13号報告資料を御覧ください。

まず、改正理由につきましては、保育室の増室に伴い学童保育室の定員を変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要につきましては、第四学童保育室の定員を213人から254人に引き上げるものでございます。

第四学童保育室につきましては、令和2年度時点において、専用棟の2室及び校舎内専用室の2室の計4室、定員213人で運営しておりました。

しかしながら、第四学童保育室の利用児童は年々増加傾向にあり、令和2年度の登録児童数については、年度当初で205人と、定員近くにまで及ぶ状況でありました。このため、令和3年度以降の更なる利用児童の増加を見据え、待機児童の発生を防ぐための対応として、このたび、校舎内の教室を5室目の保育室として転用し、定員を増やすことを講じたものでございます。

次に、改正の内容について御説明します。

1枚おめくりいただいて、資料4枚目の新旧対照表を御覧ください。規則の別表に定める各学童保育室の定員のうち、第四学童保育室の定員について、記載のとおり改めるものでございます。

最後に、施行期日は、令和3年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

保育室を増設したことに対しての人の配置がどうなっているのか教えてください。

担任の指導員につきましては、1部屋につき2人配置しております

教育長

教育委員

教育総務課長

が、今回5室目を増室したことに伴いまして、指導員も増員しております。

教育委員

先ほどの説明でこの人数は見込みということで取られているということですが、確認したいんですけれども、増室の部屋ですが、先ほど説明を聞いている限り1部屋の増設に対し増設の1部屋の余力分、入るであろう人数を割り出してからの254人という感じで受け止めたのですが、間違いないでしょうか。その見込みという数なんですけれども、本年度入室の児童を見込んでという解釈でよろしいでしょうか。もう少し詳しい御説明をよろしくお願いいたします。

教育総務課長

今回定員を設定した人数の根拠についてでございますが、まず、子ども1人当たりの専用区画につきましては、本町の基準条例によりまして、最低でも1.65平米を確保しなければならないとなっております。今回増室した5室目につきましては、その部屋の面積から最低基準になる1.65平米を割った数が41人になりますので、その分を定員の増員分として設定したものでございます。ちなみに、令和3年度の状況でございますが、第四学童保育室につきましては、1月16日現在、登録児童数は208人となっておりますので、今回、今後の増加傾向を見越して定員を増員したわけではございますが、登録児童数につきましては現在のところ昨年度並みとなっておりますので、まだ入室には十分余裕がある状況でございます。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告内容のとおり承認するものいたします。

それでは、第20号議案「島本町立幼稚園設置条例施行規則等の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第20号議案「島本町立幼稚園設置条例施行規則等の一部改正について」、御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧ください。1ページから14ページまで、このたびの改正に係る改め文となっており、4件の規則について改正を行うものでございます。

資料の15ページを御覧ください。

まず、提案理由と議案の概要でございますが、電算システムの自治体クラウドを導入し、参加自治体と当該システムを共同利用するため、各種様式を共通化する改正が必要となるものでございます。また、併せて所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

資料の17ページを御覧ください。新旧対照表でございます。

まず、「島本町立幼稚園設置条例施行規則」でございますが、第4条の「入園許可書」について、「事業所入所承諾書」に改めるとともに、様式の体裁を改めるものでございます。次に、19ページの「島本町保育の実施に関する規則」でございますが、第4条の「保育所等入所承諾書」について、「事業所入所承諾書」に改めるとともに、様式の体裁を改めるものでございます。

また、同規則第5条第3項の「保育所等利用解除通知書」について、「事業所解除通知書」に改めるとともに、様式の体裁を改めるものでございます。

また、その他の様式についても体裁を改めており、特に、20ページの「保育の利用申込書」につきましては、「保育を希望する施設・事業所名」欄について、第10希望まで拡充し、対象施設の増加に伴って、これまでは第5希望以降の施設を欄外に御記入いただいていた状況を改善するものでございます。

次に、26ページの「島本町保育の必要性の認定に関する規則」でございますが、第5条の「支給認定証」について、様式の体裁を改めるものでございます。

次に、27ページの「島本町立学童保育室設置条例施行規則」でございますが、様式の体裁を改めるものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

クラウドシステムの説明と、それによってどのように変わるのかという説明をお願いしたいと思います。それから、共通で使うというの

はどこが共通しているのかを教えてください。

子育て支援課長

1点目の自治体クラウドについての御説明ですけれども、こちらにつきましましては、住民基本台帳ですとか、税務関係、福祉関係等の基幹系システムにつきまして、外部のデータセンターにおいてこれを管理・運用して、複数の自治体で共同利用するというものでございます。

2点目のこれを行うことによるメリットですが、大きく4点ございます。1つ目が運用コストの削減ということで、複数自治体で共同調達することで割り勘効果が見込まれ、コストの削減につながる、ということでございます。2つ目ですけれども、業務の共通化、標準化ということで、帳票等の仕様を標準化することで事務の効率化を向上させるということでございます。3つ目ですけれども、情報セキュリティ水準の向上が挙げられます。高度な情報セキュリティ水準を持つデータセンターにて情報を管理するというので、これまで以上にセキュリティにおける向上が見込まれるということでございます。最後に4つ目で、災害時の業務継続性の確保が挙げられます。外部のデータセンターで情報を管理することで被災時のデータの損失を防ぐという効果が見込まれるものでございます。

3点目の共通化についてですけれども、全ての様式が標準様式ということで仕様を統一するものでございます。

教育委員

複数の自治体というのは、この北摂と考えていいのでしょうか。それから、クラウドのデメリットがあればお願いします。

子育て支援課長

複数の自治体がどちらかということですが、今回、島本町が参加することになりましたクラウドグループにつきましては、河南町、豊能町、千早赤坂村、既にこの3自治体で運用していたクラウドグループに島本町が参加することになりました。大阪府内には複数のクラウドグループが形成されていますけれども、所管をしております総務・債権管理課におきまして、いずれのグループに参画するのが望ましいかということ、平成29年度以降、検討を進められた結果、コスト面ですとか、様々な条件等で最も望ましいものとして、この3自治体のクラウドに参加を決めた、ということでお聞きしております。デメリットですけれども、導入時における業務量の増加、ということで、こちらにつきましては、クラウドシステムに限らずですけれども、

今回の様式の変更と言いますのは擦り合わせの作業が必要になりますし、現場担当者といたしましては、導入までの間、多くの時間を費やして今回の導入に当たったということで、これが導入前には想定されていたデメリットの一つでございます。もう一つが、カスタマイズが抑制されるということでございます。これまで、全ての自治体がそれぞれの自治体に応じて、必要な場合には一部修正を加えたり文言を加えたりというカスタマイズが可能でしたけれども、このカスタマイズが全くできなくなるわけではないんですけれども、制限がかかっているということでございます。

教育長

20ページの「保育の利用申込書」の「保育を希望する施設・事業所名」欄について、第10希望まで拡充するとのことですが、今現在、第5希望以上を希望されて第5希望以上になってしまう割合はどれくらいいらっしゃるのでしょうか。みなさん希望が通っているかどうか、という現状を調べていれば、教えていただけたらと思います。

子育て支援課長

正確な数値を持ち合わせてはおりませんが、令和3年度の当初の入所の利用調整におきましては、ほぼ全ての方が第1希望ないし第2希望の入所先に入所できたという結果が出ております。

教育委員

2点お伺いします。まず、クラウドの導入の経費について、既に予算で上がっていたか、これから予算を付けるのか、どちらの方から経費を捻出するのかを教えてくださいたいと思います。もう1点ですが、新しい様式に変わることですけれども、今までは様式の下のところ住所と電話番号と名称が入ったと思うんですけれども、今回は入らないということなのでしょうか。

子育て支援課長

導入に関わる予算面ですが、導入の事由につきましては、本庁全体で進めてこられた中身ということございまして、所管課が総務・債権管理課ということで、予算面の措置といたしましては、そちらで全て計上して実行されているということでございます。金額ですけれども、全体で約5億4千万円程度ということで把握をしております。2点目の様式の中で課の名称ですとか電話番号が記載されていないということでございますが、こちらにつきましては、規則上で定める必要はない項目ということで、実際には、使用に当たってデータを差し込んで使用するというところでございます。

教育委員 名称については、これから入れるので、問題はないから入れない、ということでしょうか。

子育て支援課長 課の名前や電話番号の変更ということも想定されますので、規則に定める様式上では、そこまでは定めないわけですがけれども、実際の使用に当たりましては、表示しているということでございます。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、これをもちまして、令和3年第5回教育委員会定例会を閉会いたします。